

すべての事業者の方が 特別徴収(給与天引き)義務者 になります!

※特別徴収とは

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。(裏面参照)
所得税の源泉徴収義務のある事業主は、地方税法第321条の4の規定により個人住民税を特別徴収によって納めることとされています。愛知県と県内全市町村は、法令の順守と納税の公平性を図るため、平成26年度から一定の条件を除く全事業者を対象に、特別徴収の完全実施を強力に推進いたします。

●特別徴収の対象者

個人住民税がかかるすべての従業員(パート、アルバイト、非常勤職員等も含まれます)。

ただし、次の場合は除きます。

- ・総受給者が2名以下である。
- ・対象従業員が他の事業所で個人住民税を特別徴収されている。
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない(計算するとマイナスになる)。
- ・給与が毎月支給されない。
- ・退職により、給与から個人住民税が特別徴収できない。
- ・事業専従者

特別徴収を実施できない事業主の方、不明な点などがありましたら、**至急**下記までご連絡ください。

●問い合わせ

東浦町役場 税務課 住民税係

0562-83-3111 内線 112・113・119

事業主の皆さまの、ご理解とご協力をお願いいたします。

※本書は上記「●特別徴収の対象者」を再度ご確認いただきたく、既に特別徴収を実施されている事業者様にも送付しております。

特別徴収のしくみ



特別徴収の事務は？

毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

メリットは？

個人住民税額の計算は市町村が行いますので、所得税のように、事業主が税額を計算する必要はありません。また、従業員にとっては、年4回で納めていただく普通徴収に比べ、月々の負担軽減になるだけでなく、金融機関等で納付する手間もなくなり、納め忘れも防ぐことができます。

納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、年12回の納期を年2回にする制度「納期の特例」を利用できます。

給与支払書の提出について

給与支払報告書を提出していただく際、特別徴収の従業員と普通徴収の従業員を明確にするため、仕切り紙等で区分してご提出ください。

給与支払報告書又は総括表に普通徴収を希望する旨の記載がある場合でも、おもて面の「●特別徴収の対象者」に該当する場合は、特別徴収義務者として指定されます。ご了承ください。